

資料

令和7年12月11日開催
第7回美瑛町議会定例会資料

○条例の制定

- | | | | |
|---------|---|-------|------|
| 議案第 1 号 | 美瑛町再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理に関する
条例の制定について | ----- | 1～ 3 |
| 議案第 2 号 | 美瑛町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の制定について | ----- | 4～ 6 |

○条例の一部改正

- | | | | |
|---------|---|-------|-------|
| 議案第 3 号 | 美瑛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部
改正について | ----- | 7～11 |
| 議案第 4 号 | 美瑛町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正について | ----- | 12～13 |
| 議案第 5 号 | 美瑛町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する
条例の一部改正について | ----- | 14～15 |

○協約の変更

- | | | | |
|-----------|-------------------------|-------|-------|
| 議案第 1 0 号 | 連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更について | ----- | 16～18 |
|-----------|-------------------------|-------|-------|

美瑛町再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理に関する条例の制定要旨

1 制定の要旨

脱炭素社会の実現に向けて、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギー設備（以下「再エネ設備」という。）の設置が全国的に進む中、住民への説明不足や設置後の管理不全等により、様々な問題が生じている。

本町は、豊かな自然と広大な土地を有し、再エネ設備導入のポテンシャルが高い地域であるが、その特性ゆえに無秩序な開発が進んだ場合、自然環境や町民の生活への影響が懸念される。

こうした状況を踏まえ、本町の豊かな自然環境及び町民の安全、安心な生活環境の保全と脱炭素化の推進との調和を図るため、本条例を制定するもの。

2 制定の概要

第1条（目的）

本条例の目的について規定

第2条（基本理念）

本条例の基本理念について規定

第3条（定義）

本条例で使用する用語の定義を規定

第4条（町民の責務）

町民の責務について規定

第5条（町の責務）

町の責務について規定

第6条（事業者の責務）

事業者の責務について規定

第7条（土地所有者等の責務）

土地所有者等の責務について規定

第8条（禁止区域）

発電設備の設置の禁止区域について規定

第9条（適用を受ける発電事業）

適用を受ける発電事業について規定

第10条（事前協議）

事業計画の事前協議について規定

第11条（説明会の開催）

事業計画に関する地域説明会について規定

第12条（事業計画の届出）

事業計画の届出について規定

第13条（事業計画の変更の届出）

事業計画の変更の届出について規定

第14条（発電設備の設置工事の届出）

工事着手・完了・中止時の届出について規定

第15条（標識の掲示）

事業区域内の標識掲示について規定

第16条（維持管理に関する報告等）

定期報告や災害又は事故等の対応について規定

第17条（地位の承継の届出）

発電事業を承継した場合の届出について規定

第18条（発電事業の廃止の届出）

発電事業の廃止の届出について規定

第19条（報告の徴収及び立入調査）

報告の徴収及び立入調査について規定

第20条（指導、助言及び勧告）

町からの指導、助言、勧告について規定

第21条（公表）

勧告不履行時に事業者名等を公表することについて規定

第22条（施行規定）

本条例の施行に必要な事項の委任について規定

附 則

施行期日、経過措置及び準備行為について規定

3 施行期日

令和8年4月1日から施行する。

美瑛町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の制定要旨

1 制定の要旨

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）の施行により、生後6か月から満3歳未満で保育所などに通っていない子どもを育てている家庭が、就労要件を問わず、月一定時間まで利用できる新たな通園給付として、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）が創設されることから、当該事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、本条例を制定するもの。

2 制定の概要

第1章 総則

第1条（趣旨）

本条例の趣旨について規定

第2条（最低基準の目的）

事業を実施する際の職員等の最低基準について規定

第3条（最低基準の向上）

設備及び運営に関する最低基準の向上について規定

第4条（最低基準と乳児等通園支援事業者）

乳児等通園支援事業者の責務について規定

第5条（乳児等通園支援事業者の一般原則）

乳児等通園支援事業における支援の目的、一般原則及び外部者による評価と評価結果の公表について規定

第6条（乳児等通園支援事業者と非常災害）

災害に備えた設備、訓練について規定

第7条（安全計画の策定等）

安全に関する計画策定及び必要な措置を規定

第8条（自動車を運行する場合の乳幼児の所在の確認）

自動車を運行する場合の乳幼児の所在の確認及び見落とし防止装置の設

置等を規定

第9条（乳児等通園支援事業者の職員の一般的要件）

乳児等通園支援事業者の職員の一般的要件について規定

第10条（乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等）

乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上並びに研修の機会の確保について規定

第11条（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準を規定

第12条（利用乳幼児を平等に取り扱う原則）

利用乳幼児の平等な取扱いを規定

第13条（虐待等の禁止）

虐待等の禁止を規定

第14条（衛生管理等）

衛生管理及び感染症防止のための必要な措置等について規定

第15条（食事）

食事提供のための設備を規定

第16条（乳児等通園支援事業所内部の規程）

乳児等通園支援事業者が定める運営規程の項目について規定

第17条（乳児等通園支援事業所が備える帳簿）

乳児等通園支援事業所が備える帳簿について規定

第18条（秘密保持等）

秘密保持及びそのための必要な措置を規定

第19条（苦情への対応）

苦情への対応方法等について規定

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則

第20条（乳児等通園支援事業の区分）

事業区分を規定

第2節 一般型乳児等通園支援事業

第21条（設備の基準）

乳児等通園支援事業所の設備基準を規定

第22条（職員）

乳児等通園支援事業所が置かなければならない職員の基準を規定

第22条の2（設備及び職員の基準の特例）

特例保育を行う事業所において、一般型乳児等通園支援事業を行う場合の特例を規定

第23条（乳児等通園支援の内容）

乳児等通園支援内容を規定

第24条（保護者との連絡）

保護者との連絡について規定

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

第25条（設備及び職員の基準）

乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準を規定

第26条（準用）

本条例の準用を規定

第3章 雑則

第27条（電磁的記録）

事業に係る記録方法について規定

第28条（委任）

本条例の施行に必要な事項の委任について規定

附 則

施行期日及び準備行為について規定

3 施行期日

令和8年4月1日から施行する。

美瑛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部
改正要旨

1 改正の要旨

美瑛町職員の給与に関する条例（昭和37年美瑛町条例第17号）に規定する給料表に準拠し、会計年度任用職員の給与改定を行うため、本条例の一部を改正するもの。

2 改正の概要

会計年度任用職員の給料表（別表第1）について、美瑛町職員に準ずる給料月額となるよう改正する。

3 施行期日

令和8年1月1日から施行する。

○美瑛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

令和7年12月11日
第7回美瑛町議会定例会資料

新				旧			
第1条～第34条 【略】 附則 【略】 別表第1 給料表（第3条関係）				第1条～第34条 【略】 附則 【略】 別表第1 給料表（第3条関係）			
職種	職務 の級	1級	2級	職種	職務 の級	1級	2級
	号給	給料月額	給料月額		号給	給料月額	給料月額
(1) 行政職給料表	1	195,800円	242,000円	(1) 行政職給料表	1	183,500円	230,000円
	2	196,900円	243,300円		2	184,600円	231,500円
	3	198,100円	244,700円		3	185,800円	233,000円
	4	199,200円	246,100円		4	186,900円	234,500円
	5	200,300円	247,500円		5	188,000円	236,000円
	6	202,000円	248,900円		6	189,700円	237,500円
	7	203,600円	250,300円		7	191,300円	239,000円
	8	205,200円	251,700円		8	192,900円	240,500円
	9	206,700円	253,100円		9	194,500円	242,000円
	10	208,400円	254,300円		10	196,200円	243,400円
	11	210,000円	255,600円		11	197,800円	244,800円
	12	211,600円	256,900円		12	199,400円	246,200円
	13	213,100円	258,100円		13	201,000円	247,400円
	14	214,800円	259,300円		14	202,700円	248,600円
	15	216,500円	260,500円		15	204,400円	249,800円
	16	218,200円	261,700円		16	206,100円	251,000円
	17	219,400円	262,800円		17	207,400円	252,100円
	18	221,000円	263,900円		18	209,000円	253,200円

○美瑛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

令和7年12月11日
第7回美瑛町議会定例会資料

新				旧			
	19	222,600 円	265,000 円		19	210,600 円	254,300 円
	20	224,100 円	266,100 円		20	212,100 円	255,400 円
	21	225,600 円	267,000 円		21	213,600 円	256,400 円
	22	227,200 円	268,000 円		22	215,200 円	257,400 円
	23	228,800 円	269,000 円		23	216,800 円	258,400 円
	24	230,400 円	270,000 円		24	218,400 円	259,400 円
	25	232,000 円	271,000 円		25	220,000 円	260,400 円
	26	233,700 円	271,900 円		26	221,700 円	261,300 円
	27	235,000 円	272,700 円		27	223,000 円	262,200 円
	28	236,300 円	273,600 円		28	224,300 円	263,100 円
	29	237,600 円	274,400 円		29	225,600 円	263,900 円
	30	238,700 円	275,200 円		30	226,700 円	264,700 円
	31	239,800 円	276,000 円		31	227,800 円	265,500 円
	32	240,900 円	276,700 円		32	228,900 円	266,300 円
	33	242,000 円	277,400 円		33	230,000 円	267,000 円
	34	242,900 円	278,200 円		34	231,100 円	267,800 円
	35	243,800 円	279,000 円		35	232,200 円	268,600 円
(2) 医療職給料表 (一)	1	201,000 円	239,800 円	(2) 医療職給料表 (一)	1	188,600 円	227,400 円
	2	203,100 円	241,100 円		2	190,700 円	228,700 円
	3	205,200 円	242,400 円		3	192,800 円	230,000 円
	4	207,300 円	243,700 円		4	194,900 円	231,300 円
	5	209,300 円	244,900 円		5	196,900 円	232,500 円
	6	211,300 円	246,000 円		6	198,900 円	233,600 円

○美瑛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

令和7年12月11日
第7回美瑛町議会定例会資料

新				旧			
	7	213,300円	247,000円		7	200,900円	234,600円
	8	215,100円	247,900円		8	202,700円	235,600円
	9	216,900円	249,000円		9	204,500円	236,700円
	10	218,800円	250,100円		10	206,400円	237,900円
	11	220,700円	251,200円		11	208,300円	239,200円
	12	222,800円	252,400円		12	210,400円	240,500円
	13	224,500円	253,600円		13	212,100円	241,800円
	14	226,500円	254,800円		14	214,100円	243,100円
	15	228,700円	256,000円		15	216,300円	244,400円
	16	230,800円	257,100円		16	218,400円	245,600円
	17	232,900円	258,100円		17	220,500円	246,800円
	18	234,000円	259,100円		18	221,600円	248,000円
	19	235,000円	260,200円		19	222,700円	249,200円
	20	236,100円	261,200円		20	223,800円	250,400円
	21	237,200円	262,300円		21	224,900円	251,500円
	22	238,000円	263,200円		22	225,800円	252,400円
	23	238,900円	264,000円		23	226,700円	253,200円
	24	239,700円	264,800円		24	227,600円	254,000円
	25	240,600円	265,600円		25	228,500円	254,800円
(3) 医療職給料表 (二)	1	221,700円	254,700円	(3) 医療職給料表 (二)	1	207,700円	240,600円
	2	223,600円	256,800円		2	209,600円	242,800円
	3	225,400円	259,000円		3	211,400円	245,000円
	4	227,100円	261,200円		4	213,100円	247,200円

○美瑛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

令和7年12月11日
第7回美瑛町議会定例会資料

新				旧			
5	228,800 円	263,400 円	5	214,800 円	249,400 円		
6	230,700 円	264,400 円	6	216,700 円	250,400 円		
7	232,500 円	265,200 円	7	218,500 円	251,300 円		
8	234,200 円	266,100 円	8	220,200 円	252,200 円		
9	235,900 円	266,900 円	9	221,900 円	253,100 円		
10	237,800 円	268,000 円	10	223,900 円	254,300 円		
11	239,700 円	269,100 円	11	225,800 円	255,400 円		
12	241,600 円	270,000 円	12	227,700 円	256,300 円		
13	243,400 円	270,800 円	13	229,600 円	257,100 円		
14	245,400 円	271,500 円	14	231,600 円	257,800 円		
15	247,400 円	272,200 円	15	233,600 円	258,500 円		
16	249,400 円	273,000 円	16	235,600 円	259,400 円		
17	251,400 円	274,100 円	17	237,600 円	260,500 円		
18	253,400 円	275,000 円	18	239,600 円	261,600 円		
19	255,500 円	275,900 円	19	241,700 円	262,700 円		
20	257,500 円	276,800 円	20	243,700 円	263,800 円		
21	259,400 円	277,800 円	21	245,600 円	264,900 円		
22	260,600 円	278,800 円	22	246,800 円	266,000 円		
23	261,700 円	279,700 円	23	248,000 円	267,100 円		
24	262,800 円	280,700 円	24	249,100 円	268,200 円		
25	263,900 円	281,500 円	25	250,200 円	269,200 円		

別表第2 【略】

別表第2 【略】

美瑛町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行により廃止された被保険者証、加入者証、組合員証及びその他被扶養者証の経過措置期間が、令和7年12月1日に満了したことに伴い、本条例の一部を改正するもの。

2 改正の概要

医療保険各法に規定する被保険者が、保険医療機関又は保険薬局で保険給付を受けるときに必要な資格確認の方法について、電子資格確認又は資格確認書等の提示による確認とするよう改める。

3 施行期日

公布の日から施行する。

○美瑛町乳幼児等医療費の助成に関する条例 新旧対照表

令和7年12月11日
第7回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>第1条～第6条 【略】 (資格の確認)</p> <p>第7条 受給者証の交付を受けた者(以下「受給者」という。)の扶養義務者は、医療保険各法に規定する保険医療機関又は保険薬局(以下「保険医療機関等」という。)において治療及び薬剤の支給を受ける際、当該保険医療機関等から、<u>医療保険各法に規定する電子資格確認又は資格確認書等の提示</u></p> <hr/> <p>_____により、医療保険各法による被保険者、加入者若しくは組合員又はその被扶養者であることの確認を受け、及び受給者証の提示により受給者であることの確認を受けるものとする。</p> <p>第8条～第14条 【略】 附 則 【略】</p>	<p>第1条～第6条 【略】 (資格の確認)</p> <p>第7条 受給者証の交付を受けた者(以下「受給者」という。)の扶養義務者は、医療保険各法に規定する保険医療機関又は保険薬局(以下「保険医療機関等」という。)において治療及び薬剤の支給を受ける際、当該保険医療機関等から、<u>電子資格確認(医療保険各法に規定する電子資格確認をいう。)</u>又は被保険者証、加入者証、組合員証その他被扶養者証等の提示(処方せんの提出を含む。)により、医療保険各法による被保険者、加入者若しくは組合員又はその被扶養者であることの確認を受け、及び受給者証の提示により受給者であることの確認を受けるものとする。</p> <p>第8条～第14条 【略】 附 則 【略】</p>

美瑛町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行により廃止された被保険者証、加入者証、組合員証及びその他被扶養者証の経過措置期間が、令和7年12月1日に満了したことに伴い、本条例の一部を改正するもの。

2 改正の概要

医療保険各法に規定する被保険者が、保険医療機関又は保険薬局で保険給付を受けるときに必要な資格確認の方法について、電子資格確認又は資格確認書等の提示による確認とするよう改める。

3 施行期日

公布の日から施行する。

○美瑛町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例 新旧対照表

令和7年12月11日
第7回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>第1条～第6条 【略】 (資格の確認)</p> <p>第7条 受給者証の交付を受けた者(以下「受給者」という。)は、医療保険各法に規定する保険医療機関又は保険薬局(以下「保険医療機関等」という。)において医療を受けようとするときは、当該保険医療機関等から、<u>医療保険各法に規定する電子資格確認又は資格確認書等の提示</u></p> <hr/> <p>により、医療保険各法による被保険者、加入者若しくは組合員又はその被扶養者であることの確認を受け、及び受給者証の提示により受給者であることの確認を受けるものとする。</p> <p>第8条～第14条 【略】 附則 【略】</p>	<p>第1条～第6条 【略】 (資格の確認)</p> <p>第7条 受給者証の交付を受けた者(以下「受給者」という。)は、医療保険各法に規定する保険医療機関又は保険薬局(以下「保険医療機関等」という。)において医療を受けようとするときは、当該保険医療機関等から、<u>電子資格確認(医療保険各法に規定する電子資格確認をいう。)</u>又は被保険者証、加入者証、組合員証その他被扶養者証等の提示(処方せんの提出を含む。)により、医療保険各法による被保険者、加入者若しくは組合員又はその被扶養者であることの確認を受け、及び受給者証の提示により受給者であることの確認を受けるものとする。</p> <p>第8条～第14条 【略】 附則 【略】</p>

○連携中枢都市圏形成に係る連携協約 新旧対照表

令和7年12月11日
第7回美瑛町議会定例会資料

新			旧		
第1条～第7条 【略】 別表（第3条関係） 1 圏域全体の経済成長のけん引 （1）産業クラスターの形成、イノベーション実現、新規創業促進、地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成			第1条～第7条 【略】 別表（第3条関係） 1 圏域全体の経済成長のけん引 （1）産業クラスターの形成、イノベーション実現、新規創業促進、地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成		
地域の強みを生かした産業振興	【略】	【略】	地域の強みを生かした産業振興	【略】	【略】
家具等の製造技術の振興	取組の内容	圏域における家具等の製造技術の振興を図るため、旭川市工芸センターにおいて、事業者を対象とした研修会、技術指導等を実施するとともに、圏域自治体で製造技術に関する施策や業界の動向等に係る情報を共有することにより、事業者への支援を行う。			
	甲の役割	甲及び乙の区域内の事業者を対象として、旭川市工芸センターによる研修会、技術指導等を実施するとともに、甲及び乙の区域内の事業者並びに乙に対し、情報を提供する。			
	乙の役割	甲に対し、情報を提供する。			
（2）・（3） 【略】 2 【略】 3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上			（2）・（3） 【略】 2 【略】 3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上		

○連携中枢都市圏形成に係る連携協約 新旧対照表

令和7年12月11日
第7回美瑛町議会定例会資料

新			旧		
(1) 生活機能の強化に係る政策分野 ア 【略】 イ 福祉			(1) 生活機能の強化に係る政策分野 ア 【略】 イ 福祉		
子育て支援体制の充実	取組の内容	<u>仕事と育児の両立等を支援するため、子ども（病児及び病後児を含む。）の保育所、小学校等への送迎及び預かりを行う会員制の相互援助活動である上川中部ファミリー・サポート・センター事業を共同で実施するとともに、圏域住民が安心して子育てをすることができる環境の整備を行う。</u>	子育て支援体制の充実	取組の内容	<u>仕事と育児の両立を支援するため、子どもの病気時や急な仕事が生じたときに子どもを預かる会員制の相互援助活動であるこども緊急さぼねっと事業を共同で実施するとともに、圏域住民が安心して子育てをすることができる環境の整備を行う。</u>
	甲の役割	<u>圏域を代表して、上川中部ファミリー・サポート・センター事業をNPO法人等に委託するとともに、圏域住民が安心して子育てをすることができる環境の整備及び関係機関との連絡調整を行う。</u>		甲の役割	<u>圏域を代表して、こども緊急さぼねっと事業をNPO法人等に委託するとともに、圏域住民が安心して子育てをすることができる環境の整備及び関係機関との連絡調整を行う。</u>
	乙の役割	<u>上川中部ファミリー・サポート・センター事業の実施に当たり、甲に対し応分の経費を負担するとともに、圏域住民が安心して子育てをすることができる環境の整備を行う。</u>		乙の役割	<u>こども緊急さぼねっと事業の実施に当たり、甲に対し応分の経費を負担するとともに、圏域住民が安心して子育てをすることができる環境の整備を行う。</u>

○連携中枢都市圏形成に係る連携協約 新旧対照表

令和7年12月11日
第7回美瑛町議会定例会資料

新			旧		
子育て支援 員の養成	【略】	【略】	子育て支援 員の養成	【略】	【略】
無料法律相 談事業	【略】	【略】	無料法律相 談事業	【略】	【略】
成年後見制 度の利用支 援体制の充 実	【略】	【略】	成年後見制 度の利用支 援体制の充 実	【略】	【略】
手話奉仕 員・手話通 訳者の養成	【略】	【略】	手話奉仕 員・手話通 訳者の養成	【略】	【略】
要約筆記者 の養成	【略】	【略】	要約筆記者 の養成	【略】	【略】
ウ～カ 【略】			ウ～カ 【略】		
(2) ・ (3) 【略】			(2) ・ (3) 【略】		